第十六条第一項	同条第二項各号	附則第三条第三項において準用する第六条第二項各号
	第六条第二項第一号イ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号イ
	第六条第二項第一号ロ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ロ
	第六条第二項第一号ハ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ハ
	第六条第二項第一号ニ又は第二号	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ニ又は第二号
第十六条第二項	前項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する前項
第十六条第三項	第一項各号	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第一項各号
第二十条第一号	第六条第一項又は第四項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第四項
第二十条第二号	第七条第一項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第七条第一項
第二十一条	第八条	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第八条
第二十二条第一号	第六条第五項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第五項

第四条　前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（施行前の準備）

第五条　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、施行日前においても、第四条第一項から第三項までの規定の例により、指針を定めることができる。

2　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された指針は、施行日において第四条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十一号

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針（第五条）
第三章　重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置
　第一節　重要品種育成事業計画に係る措置（第六条―第十一条）
　第二節　重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置
　　第一款　都道府県基本計画（第十二条―第十五条）
　　第二款　重要品種種苗生産事業活動の促進（第十六条―第二十七条）
第四章　雑則（第二十八条―第三十一条）
第五章　罰則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「重要品種」とは、種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。以下同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。

二　当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。

三　品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。以下同じ。）を受けたものであること。

2　この法律において「育成」とは、第二十八条を除き、種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。

3　この法律において「種苗」とは、種苗法第二条第三項に規定する種苗（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものに限る。）をいう。